相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県金沢市小立野三丁目二三七番地二、最後の住所石川県河北郡津幡町字太田ろ三八番地一　被相続人　亡　末村千佐子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月十九日

石川県金沢市新神田四丁目四番四号今川・長橋合同司法書士事務所

相続財産管理人　大音　貴司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県北杜市白州町台ヶ原二二二四番地、最後の住所山梨県北杜市武川町山高五七〇番地四　被相続人　亡　鈴木由美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月十九日

山梨県甲府市丸の内三丁目二〇番七号甲府フロントビル九階三枝法律事務所

相続財産管理人　弁護士　三枝　重人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県安曇野市豊科三七三七番地、最後の住所長野県松本市波田六八五七番地　養護老人ホーム温心寮　被相続人　亡　岡村タカ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月十九日

長野県安曇野市穂高六六五番地一

相続財産管理人　司法書士　唐澤　鎭江

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市西区則武新町一丁目八三九番地、最後の住所愛知県北名古屋市高田寺北の川七二番地アグレ北名古屋一〇七　被相続人　亡　大崎　久子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月十九日

名古屋市中区錦一丁目二〇番二五号広小路ＹＭＤビル七階弁護士草野法律事務所

相続財産管理人　弁護士　古賀　照平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県半田市亀崎常盤町三丁目一二七番地、最後の住所愛知県半田市横川町三丁目二〇四番地の七　被相続人　亡　朝岡まさ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月十九日

愛知県東海市大田町後田九五番地一Ｉ．Ｐ．Ｓ．大村四階

相続財産管理人　弁護士　早川雄一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市西区新町一丁目一番地、最後の住所大阪府守口市南寺方北通二丁目一番二七号　被相続人　亡　日野　幸和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月十九日

大阪市北区西天満五―一―三南森町パークビル九階　相続財産管理人　宮岡　寛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府守口市梶町二丁目一九四番地、最後の住所大阪府守口市梶町二丁目二四番一号　被相続人　亡　大倉ミナ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月十九日

大阪府大阪市北区南森町一―三―二七南森町丸井ビル四階

相続財産管理人　弁護士　大山　定伸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県高砂市時光寺町五番、最後の住所兵庫県姫路市御国野町国分寺五八三番地一　被相続人　亡　藤原　調京

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月十九日

兵庫県姫路市北条宮の町三九二番地　弁護士法人菊井法律事務所

相続財産管理人　弁護士　石原　浩史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字勝浦二八五番地一、最後の住所和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字勝浦二八五番地一八　被相続人　亡　東　勝造

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月十九日

和歌山県新宮市谷王子町四五六―一亀屋ビル三階紀南法律事務所

相続財産管理人　網　康秀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県呉市焼山此原町一六番、最後の住所広島県呉市焼山此原町一六番三〇号　被相続人　亡　松下久美恵

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月十九日

事務所広島県呉市本通四丁目九番五号　呉本通ビル九階

相続財産管理人　弁護士　松原健一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県竹原市仁賀町三三三番地、最後の住所広島県東広島市高屋町造賀七〇八番地造賀福祉園　被相続人　亡　福岡　敏子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月十九日

事務所広島市中区八丁堀一〇番一四号八丁堀マエダビル三階

相続財産管理人　弁護士　井上　明彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県高岡郡中土佐町上ノ加江二五三五番地三、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　江崎　修一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月十九日

高知県高岡郡中土佐町久礼六一六四番地一

相続財産管理人　川村　靖仁

第46期決算公告

平成27年8月19日　岐阜県可児市姫ケ丘一丁目21番地

株式会社ナ・デックスプロダクツ

代表取締役　大鋸　純雄

貸借対照表の要旨　（平成27年4月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,287,576	流動負債	1,579,099
固定資産	833,707	固定負債	395,953
		株主資本	1,137,520
		資本金	98,350
		資本剰余金	181,898
		資本準備金	181,898
		利益剰余金	857,272
		利益準備金	13,365
		その他利益剰余金	843,907
		（うち当期純利益）	(301,574)
		評価・換算差額等	8,710
		その他有価証券評価差額金	8,710
資産合計	3,121,283	負債・純資産合計	3,121,283